秦野市森林整備計画書(案)

第2回変更

自 平成25年4月 1日

計画期間

至 平成35年3月31日

平成29年○月変更

神奈川県

秦野市

目 次

I	-	秦野市森林整備計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	l	森林整備計画策定のねらい・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
2	2	森林整備計画の対象とする森林・・・・・・・・・・・・・ 2	2
3	3	諸計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
П		秦野市の森林・林業の現状・課題とその解決に向けた方策・・・・・・・・・・・	1
第1	L	森林・林業の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	1	国内外及び県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	2	本市の森林・林業の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2	2	課題解決に向けた森林区分と施策の方向性・・・・・・・・・・・・・1()
第3	3	基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
1	L	森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり・・・・・・・・・・・・・1	1
2	2	森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	3	森林とのふれあいと市民参加の森林づくり・・・・・・・・・・・・2()
Ш		森林整備の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 6	3
第1	1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)・・・・・・・2 6	3
1	l	立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6	3
2	2	樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 8	3
3	3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8	3
第2	2	造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9	9
1	L	人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 9	9
2	2	天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ()
3	3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・32	2
4	1	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準・・・・・・・3 2	2
5	5	天然林と人工林の棲み分け・・・・・・・・・・・・・・・・32	2
6	3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2	2

第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育
	の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・33
2	保育の作業種別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
3	その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
第4	公益的機能別施業森林の整備等に関する事項・・・・・・・・・・・・ 3 5
1	公益的機能別施業森林の区域及びその区域における森林施業の方法・・・・・・35
2	木材生産機能維持増進森林の区域及びその区域における森林施業の方法・・・・・37
3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・40
1	路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 C
2	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
第6	森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項・・・・・・・ 4 1
第7	共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項・・・・・・・・・・4 2
第8	森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・42
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・ 4 2
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
第 9	その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・ 43
1	森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
2	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

I 秦野市森林整備計画策定の趣旨

- 1 森林整備計画策定のねらい
- 2 森林整備計画の対象とする森林
- 3 諸計画との関係

I 秦野市森林整備計画策定の趣旨

1 森林整備計画策定のねらい

森林は木材資源としてだけでなく、地球温暖化防止としての二酸化炭素の吸収源、空気・水・みどりといった環境資源、あるいは保健休養、教育の場などの文化資源など様々な側面を有している。私たちはそのような森林を適切に保全管理し、次世代に引き継がなければならない。

しかし、様々な要因によって秦野の森林を含め丹沢の森林の荒廃が叫ばれている。森林を守り 育てていくためには、森林所有者の自助努力だけに委ねるのではなく、市民共通の財産として、 市民と行政とが一体となって持続可能な森林づくりを進めていく必要がある。

この森林整備計画は、森林法第10条の5に基づき定められた計画事項に、「はだの森林づく りマスタープラン」(1998~2016年)で掲げた精神を引き継ぎ、本市における森林・林業の現状 と課題を踏まえた施策の方向性などを加え、秦野のかけがえのない森林の管理・保全について、 基本方針を定めることを目的として策定するものである。

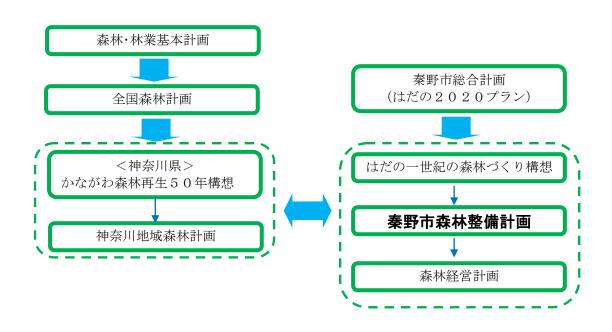
2 森林整備計画の対象とする森林

本計画における対象森林は、本市の民有林4,809haのうち、神奈川地域森林計画の対象となる4,719haである。

3 諸計画との関係

本計画は、「はだの一世紀の森林づくり構想」で定める本市の森林づくりの推進方向を踏まえ、「神奈川地域森林計画」など各種関連計画との整合を図り、本市が講じる森林・林業に関する施策の方向や森林法第10条の5に基づく森林整備の方法を定めることにより、秦野市域における森林・林業に関する様々な課題解決に向けた取組を推進するものである。

≪関連計画等体系図≫



■ 秦野市の森林・林業の現状・課題とその解決に向けた方策

- 第1 森林・林業の現状と課題
- 第2 課題解決に向けた森林区分と施策の方向性
- 第3 基本施策

Ⅱ 秦野市の森林・林業の現状・課題とその解決に向けた方策

第1 森林・林業の現状と課題

1 国内外及び県の動向

(1) 地球温暖化と森林の重要性

平成27年にフランスのパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP 21)」では、2020年以降の国際的な温暖化対策についての法的枠組みである「パリ協定」が採択された。日本は削減目標のうち、2013年度排出量の2.0%分に当たる約2,780万CO2トンについては、森林吸収源対策で確保することを目標としている。この目標を達成するためには、引き続き、間伐や主伐後の再造林等の森林整備や木材利用等の森林吸収源対策を着実に実施していくことが重要であり、また、継続的に森林整備を実施するための安定財源を確保することが大きな課題の一つとなっている。

(2) 世界の木材需給の動向

世界の木材需給は、中国における木材需要の増大等の主要国における需給動向の変化を受けて大きく変化している。国際連合食糧農業機関によると、世界の木材の消費量は、平成20年秋以降の急速な景気悪化の影響により減少したが、平成22年以降は再び増加傾向にある。平成26年の産業用丸太の消費量は前年比2%増の18億3,276万㎡、製材は前年比4%増の4億3,494万㎡、合板等は前年比4%増の3億7,948万㎡であった。また、平成26年の世界の木材の生産量は、産業用丸太が前年比2%増の18億2,807㎡、製材が前年比4%増の4億3,878万㎡、合板等が前年比5%増の3億8,446万㎡であった。

(3) 国内の木材需給の動向

平成20年秋以降の急速な景気悪化などにより、平成21年に国内の木材需要量は、前年比19%減の6,480万㎡となり、昭和38年以来46年ぶりに7千万㎡を下回った。近年はやや持ち直してきたが、平成20年の水準には達しておらず、平成26年の時点で、木材総需要量は7,580万㎡であり、その内訳は、製材用材が34.5%、合板用材が14.7%、パルプ・チップ用材が41.5%、その他用材が5.1%、燃料材が3.9%を占めている。

今後の木材需要は、製材用や合板用では、住宅建築に加え、公共建築物等の非住宅分野や土木分野等の動向が重要となり得る。住宅については、人口減少等に伴い新設着工戸数が減少することが考えらえる一方、リフォーム市場が活性化する可能性がある。公共建築物については、これまで木造率が極めて低い状況にあったが、平成22年には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されるなど、木造化を進める機運が高まっている。平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、競技施設や選手村等の整備において、建設資材や内装材への木材利用の取組が進められている。

土木分野については、木材利用量の大幅な増加が提言されており、さらに木材の輸出についても、平成25年以降は中国・韓国向けを中心に急増している。

パルプ・チップ用の需要では、紙・板紙に加え、平成24年の再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)の導入に伴い、各地で木質バイオマス発電施設の整備が進められており、今後とも需要が増加していくことが見込まれる。

また、木材需要に対し国産材供給量は、人工林の森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加等を背景に増加傾向にあり、平成26年の国産材供給量は、2,365㎡となっており、木材自給率は31.2%で、昭和63年以来26年ぶりに30%台を回復した。

(4) 国の森林・林業の目指す方向

森林・林業基本計画では、日本の森林・林業施策の基本方針を定めている。この計画は概ね5年ごとに見直し変更されており、平成28年5月24日に新たな森林・林業基本計画が閣議決定された。今回の基本計画では、木材の利用に重点がおかれ、木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築を図ることとしている。

新たな基本計画のポイント

資源の循環利用による林業	・自然条件・社会的条件の良い育成単層林での先行的な路網整備、再造林対策
の成長産業化	の強化等を通じ、林業の成長産業化を早期に実現
	・奥地水源林等の高齢級人工林で、複層林化を効率的に推進するなど、公益的
	機能を高度に発揮
原木の安定供給体制の構築	・森林施業及び林地の集約化、主伐・再造林対策の強化等による原木供給力の
	増大、川上と川中・川下のマッチング円滑化を推進
	・林業事業体の生産性と経営力を向上させる取組を推進
木材産業の競争力強化と新	・無垢乾燥材や集成材、国産材率の低い横架材等の利用促進、地域材(A材)
たな木材需要の創出	の高付加価値化等を通じ、木材産業の競争力を強化
	・CLT(※)等の開発・普及、非住宅分野での木材利用、木質バイオマスの
	利用、東京五輪を契機とした木材利用のPR等を推進し、新たな需要を創出

これらの取組等を通じて、地方創生への寄与を図るほか、地球温暖化防止や生物多様性保全への取組を推進するとしている。

また、基本計画における目標は、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給 及び利用に関する目標の2つが掲げられている。

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

・木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進

林産物の供給及び利用に関する目標

・平成37年における総需要量の見通しは79百万m³、国産材の供給量 及び利用量の目標は40百万m³。

これら目標の達成に向けて、具体的な施策が講じられている。

主な施策の大項目	主な具体的な施策
1. 森林の有する多面的機能の発揮	集約化の促進、森林関連情報の整備・提供、荒廃農地の森林としての活用、
に関する施策	再造林等による適切な更新の確保、路網整備推進
2. 林業の持続的かつ健全な発展に	ICTの活用によるスケールメリットを活かした林業経営の推進、原木供
関する施策	給力増大に向けた環境整備、林業事業体の生産性・経営力の向上のための
	人材育成や機械開発、原木のとりまとめ・マッチングの円滑化の促進
3. 林産物の供給及び利用の確保に	国産材利用割合を高め、木材産業の競争力の強化のため国産材比率が低い
関する施策	部材への利用拡大や加工・流通体制の整備、新たな木材需要の創出に向け
	CLTの新たな製品・技術の開発と普及、また非住宅分野や土木分野等へ
	の利用、東京五輪を景気とした木材利用のPRの推進

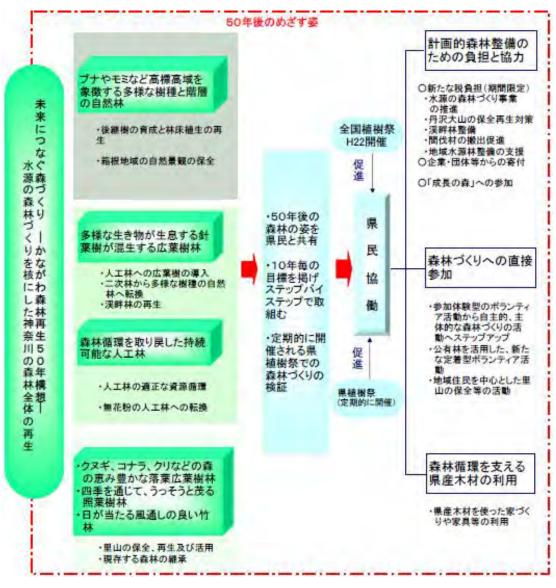
※CLT(直交集成板)とは、ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大 判のパネルのことで、高い寸法安定性や耐震性、優れた断熱性、耐火性などの特性がある。

(5) 県の森林・林業の目指す方向

神奈川県では、「かながわ森林再生50年構想」を掲げ、森林再生の取組を進めている。 50年構想では50年後の神奈川県の目指すべき森林の姿を大きく4つ示している。

- ①ブナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層の自然林
- ②多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林
- ③森林循環を取り戻した持続可能な人工林
- ④クヌギ・コナラ・クリなどの森の恵み豊かな落葉広葉樹林/四季を通じてうっそうと茂る照 葉樹林/日が当たる風通りの良い竹林

この「めざす姿」に向け県民協働の考えのもと、1) 計画的森林整備のための負担と協力、2) 森林づくりへの直接参加、3) 森林循環を支える県産木材の利用を森林づくりの方針として各種施策を講じている。主な施策としては、期間限定の新たな税負担として、水源の森林づくり事業の推進、間伐材の搬出促進、定着型ボランティア活動の推進、かながわ森林塾の開催、県産木材を使った家づくりや家具等の利用を促進するためのかながわ木づかい運動などがある。

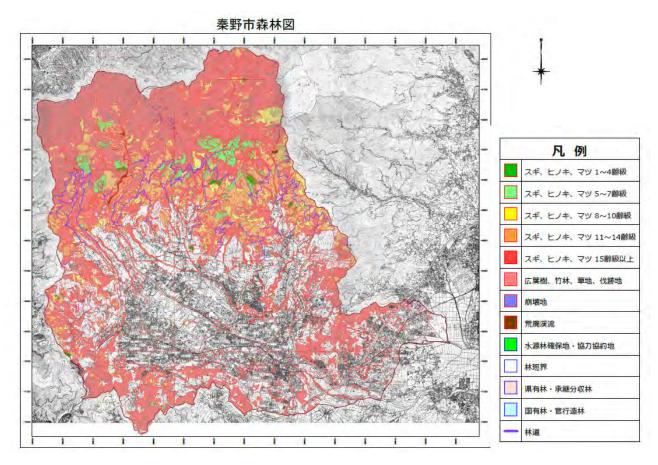


出典:かながわ森林再生50年構想

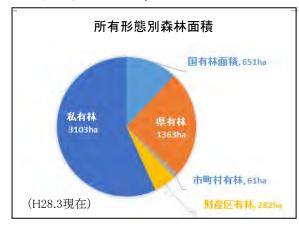
2 本市の森林・林業の現状と課題

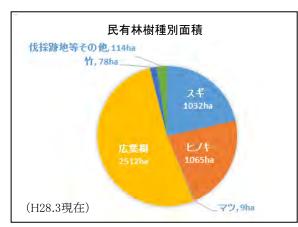
(1) 森林資源の概要

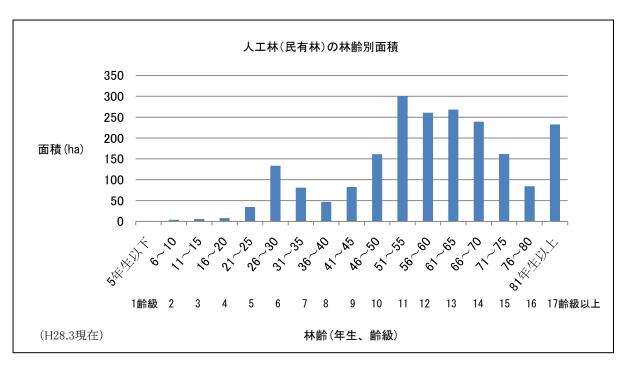
本市は、北方に丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、中央の秦野盆地は、東西 6.5km、南北4kmの断層盆地で北西から南西に傾斜し、海抜80~350m辺りになだらかに 広がる県下で唯一の典型的な盆地を形成している。



本市の総面積は10,376 haであり、平成28年3月現在、森林面積は、5,460 haで総面積の約53%を占めている。このうち民有林の森林面積は、総森林面積の約88%にあたる4,809 haで、森林蓄積は1,163,785 ㎡である。民有林の人工林・天然林の面積比は人工林約44%、天然林(広葉樹)は約52%、その他4%である。民有林人工林の樹種別面積は、ヒノキ人工林が1,065 ha(約22%)、スギ人工林が1,032 ha(約21%)である。また、人工林の齢級構成は11 齢級(51~55年生)をピークに10~14 齢級で約58%を占めている。







(2) 現状と課題

本市の森林はかつて市民の生活と密接に結びついていた。人々は里山の雑木林から木材を採取し、薪や炭などの燃料として利用したり、また、農業のための推肥として落葉を利用していた。秦野はたばこ耕作を主とした農村地帯で、たばこの歴史が里山の歴史といっても過言ではなく、苗床に欠かせないクヌギやコナラなどの落葉は、良質な肥料としてたばこの品質向上の一翼を担ってきた。このように里山は、産業や生活の面からも欠かすことのできない重要な存在であった。産業と直接結びついている間は、里山の雑木林も利用されることで保全されていた。しかし、化石系燃料や化学肥料の普及、また、たばこ栽培の終了によって、秦野の里山は利用されなくなり放置され、一見大きく健康そうに見える雑木林でも、萌芽力の低下した高齢木や病虫害により、荒廃した森林が多く見られるようになってきた。

一方、山地の森林は林業を主体として木材の生産や薪炭林として利用されてきた。林業活動によって守られてきた森林は、木材の供給はもとより、水源のかん養、大気の浄化、土砂災害を防止する機能など、さまざまな公益的機能により、人々の生活に深く関わってきた。歴史においては、第2次世界大戦中から終戦後にかけて、軍需用材や戦後復興資材として大量の森林が伐採され、消失した。当時の混乱した経済情勢下では、伐採跡地の造林は困難な状況であり、森林の荒廃が進行したが、その後、営々と植林や治山工事を行なった結果、多くの森林が再生した。

再生した森林が成長し木材利用に適した大きさになってきたものの、近年では木材価格の低迷、 労賃の上昇による生産コストの増大、労働力の高齢化などを背景に、林業が衰退しつつある。

人が森林と関わらなくなってくることで、森林が放置され、荒廃していく状況を打開するため、 市民、行政、林業事業体等が一丸となって、適正な森林づくりを進めていくことが望まれる。

昔の里山の風景の写真戦後の植栽風景の写真

標高に基づく森林区分ごとの現状と課題

(1) 奥山林 (おおむね標高800m以上の森林)

丹沢山地はブナやモミの立ち枯れが進行するとともにシカによる植生への採食圧が増大し、様々な樹種の後継樹や豊かな<u>林床植生</u>が消失しつつあります。このため、裸地化(らちか)、土壌流出等が課題です。

(2) 山地林 (おおむね標高300mから800mまでの森林)

林業の衰退による森林への手入れ不足のため、豊かな林床植生が失われています。このため、土壌流出、生物多様性の低下、水源かん養機能の低下等が課題です。

(3) 里山林 (おおむね標高300m以下の森林)

たばこ耕作の終了等のため里山が放置されたため数種類の樹種しか 見られない単純な植生構造へ移行しています。このため、生物多様性の 低下、野生動物による農業被害等が課題です。

(4) 市街地の森林

市街地の森林は、都市化の進展とともに減少傾向にあります。このた め、貴重な森林を保全していくこと等が課題です。

※ 林床植生(りんしょうしょくせい):森林の樹下に生育している草や低木など

森林の将来像

(1) 奥山林

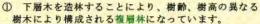
プナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林 植生保護柵の設置、後継樹の育成によって林床植生を はじめ、プナやモミの自然林が再生しています。

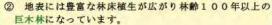
(2) 山地林

ア 林業に適した場所

木材の循環利用が可能な人工林

林道から近いなど立地条件が優れ、高い生産力を有する スギ、ヒノキの生育に適した森林では、持続的な木材の利 用が図られています。





イ 林業に適さない場所

多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林

立地条件や環境保全上の観点から人工林の維持に不向きな 場所では、針葉樹林に広葉樹を導入したことにより、針葉樹 と広葉樹が混生する混交林になっています。



(3) 里山林

憩いと潤いを創造する落葉広葉樹林

里山は市民にとって一番身近な森林であり、里山の森林 を持続的に利活用し、憩いと潤いを創造するため、協働で 管理できるシステムが確立しています。



(4) 市街地の森林

市街地に保全された落葉広葉樹林・照葉樹林

四季が感じられる落葉広葉樹、環境の変化にも強い照葉 樹が植えられています。





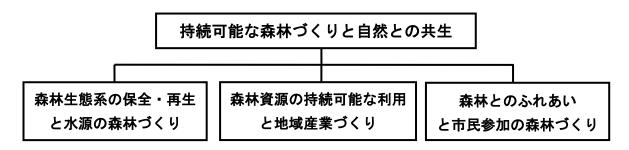
100年後

第2 課題解決に向けた森林区分と施策の方向性

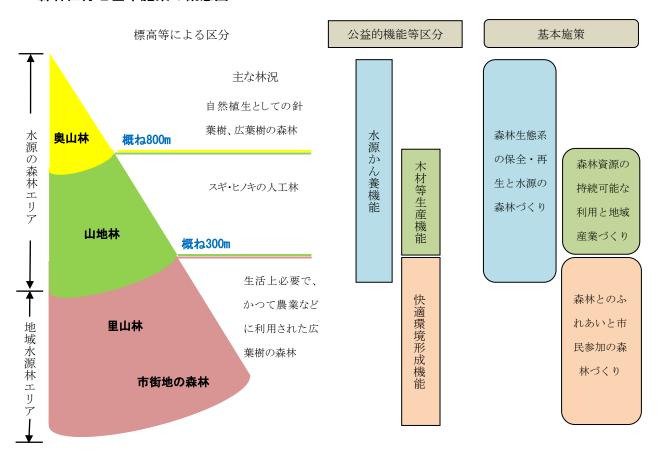
前述のとおり、秦野の森林は、標高に基づき区分すると、奥山林から里山林・市街地の森林まで分布しており、現状と課題、森林の果たす役割、市民の期待と要請も森林の特性によって異なっている。そのため、秦野の森林をより健全な状態で、子や孫、ひ孫の代に引き継ぐには、それぞれの特性に応じた施策を市民に分かりやすく展開する必要がある。

そこで、はだの一世紀の森林づくり構想が目指す「持続可能な森林づくりと自然との共生」の 実現のため、標高や地形などの自然条件、森林の現況、求められる公益的な機能などの森林の特性に応じて森林を区分し、「森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり」、「森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり」、「森林とのふれあいと市民参加の森林づくり」の3つの視点から基本施策を定め、森林づくりを進める。

≪基本施策の体系図≫



≪森林区分と基本施策の概念図≫



第3 基本施策

- 1 森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり
- (1) 森林生態系の保全・再生

≪主な現状と課題≫

【森林生態系に異変】

○ 丹沢は、首都圏至近の位置にありながら、ブナやモミの原生林が豊かに残り、深い渓谷に清流がほとばしる自然の宝庫である。しかし、ハイカーの増加に伴う登山道の裸地化や大気汚染物質の移流、シカによる食害などにより、ブナやモミの立ち枯れ、林床植生とササの後退など、生態系に異変が起きている。

【森林病害虫の発生】

○ スギ・ヒノキに被害を及ぼす森林病害虫は、枝打ちをしていない人工林において枯れ枝から侵入し、幼虫が樹幹に穴をあけ、そこから周囲の材に変色や腐朽が広がるため、木材価格を大幅に下げる原因となっている。そのため、未然防止の対策が必要である。

また、カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」被害が全国的に問題となっている。近 県では、平成27年に静岡県で被害が確認されるなど、範囲が拡大している。県内では、 まだ被害は出ていないが、平成28年に大磯町で、個体の確認が報告されている。

【獣害の発生】

○ ニホンジカやイノシシは、近年、荒廃農地周辺の里地里山を中心に増えており、樹木の 剥皮や苗木の食害を防止するための対策が必要である。また、鳥獣保護区の拡大や耕作放 棄地の増加などに伴う生息環境の変化により、ニホンジカ等が、さらに里地へと生息域を 拡大しており、農産物への被害や、ヤマビルを運搬することで、住民等の吸血被害も発生 している。

【集中豪雨による災害の発生】

○ 近年多発する集中豪雨などによって、林道の法面崩壊や林道への土砂の流入等が発生し、 林道修繕工事による復旧等、災害の予防と災害発生後の早急な対応が求められている。

野生のシカの写真	山地災害の写真

≪対策≫

ア 多様な森林づくり

○ 森林の持つ生物多様性等の公益的機能を維持増進させるため、県と連携し、植生保護 柵の設置や後継樹の植栽をするなど、ブナやモミなど奥山を象徴する多様な樹種と階層 を持った自然林が再生する森林づくりを進める。また、山地の林業に適さない場所では、 天然更新を主体とした広葉樹林施業や針広混交林施業など多様な森林づくりを進める。

イ 森林被害対策

〇 森林病害虫被害対策

森林病害虫被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。薬品散布による 駆除等の直接的な対策が難しいため、生息環境を制限する必要があり、被害が確認され た場合は、その区域を中心に枝打ちの施業を積極的に推進し、被害拡大の防止を図る。

また、山林所有者、秦野市森林組合、林業事業体等と連携を図り、情報の共有と効率的な被害対策の実施を可能とする体制づくりを進める。未整備の人工林においては、県と連携して行う協力協約推進事業等を活用した枝打ち等の森林施業の実施を、山林所有者に働きかけていく。

○ 鳥獣害被害対策

シカ等の野生鳥獣による被害対策として、新たな植栽地においては植生防護柵による 植栽木の保護を図る。また、里山整備活動の実施により、野生鳥獣と人の生活エリアと の間に緩衝地域を整備し、鳥獣による農産物被害の拡大防止に努める。

さらに県や周辺自治体と連携して、シカ等の適切な生息数と区域を定め、鳥獣の適切な管理を図る。

ウ 山地災害・気象災害・林野火災予防対策

- 山地災害箇所や発生危険箇所について、緊急度や市民生活への影響度の高いものから 優先的に、県へ実施要望を行う。また、山地災害に関する情報を市民に提供して注意を 促し、人的被害や二次災害の防止に努める。
- 気象災害、山火事に強い多様な森林づくりを進める。また、山林火災予防の広報活動 や森林巡視を適時適切に行い、未然防止を基本とした対策を推進する。被害が発生した 場合は、県など関係機関と連携し、早期に復旧対策を進める。
- 森林病害虫の駆除等を目的とした火入れを実施する際には、「秦野市火入れの手続に 関する規則」を順守するよう、山火事予防の啓発に努める。

健全なブナ林の写真

治山施設と一体となり水源 涵養機能を発揮している森林 の写真

(2) 水源の森林づくり

≪主な現状と課題≫

【緑のダム・天然の水がめ】

- 緑のダムと言われる秦野の山林に降った雨水は、盆地山側で地下に浸透し、地下水として蓄えられている。盆地の地下は、天然の水がめ構造となっており、その量は約2.8億㎡と推測され、生活用水として、人々に恵みを与えている。また、盆地南部では、地下水が各所に湧き出しており、「秦野盆地湧水群」として、昭和60年に環境庁の名水百選に選ばれている。さらに、平成28年には環境省が実施した「名水百選選抜総選挙」の「おいしさが素晴らしい名水部門」で、全国1位となった。
- 本市の森林が育み、かん養された地下水を水源とする水を「秦野名水」と定義づけて、 市内外に名水の里をピーアールしている。

【森林の荒廃化と水源かん養機能等の低下懸念】

○ 木材の搬出コストの高騰や木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化と水源かん養や二酸化炭素吸収源をはじめとする森林の持つ公益的な機能の低下が懸念されている。本市は、水道水の約70%を地下水に依存していることから、水源かん養機能等の公益的機能の維持向上を図ることは、極めて重要な課題である。

湧水の写真	水源の森林の写真	秦野名水口ゴマーク

≪対策≫

ア 水源の森林づくり事業の推進

概ね標高300m以上の水源の森林エリア内の森林を整備するため、県と連携して行う水源の森林づくり事業を推進し、荒廃林の解消を積極的に図り、保水調節能力が高く、地表浸食防止に効果が高い森林づくりを進める。

イ 地域水源林整備の推進

概ね標高300m以下の地域水源林エリア内の森林整備をするため、県の水源環境保全税を財源とした地域水源林整備を推進し、水源かん養等の森林の持つ公益的機能を向上させる。

2 森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり

(1) 効率的で経済性の高い木材生産(森林施業の合理化)

≪主な現状と課題≫

【伐期を迎えた森林の荒廃化】

○ 本市の森林は、戦後の国による拡大造林政策の推進の影響で、急傾斜地や林道から離れた林業経営面から採算性が見込まれない箇所についても、スギ、ヒノキなどの人工林が造林された。それらの森林が伐期を迎え、収穫の時期を迎えているにもかかわらず、立地条件の不利に加え、木材利用における外国産材の国内シェア拡大、木材価格の下落という経済的要因もあり、森林整備の手が入っていない荒廃林の拡大が課題となっている。

健全な針葉樹林の写真

荒廃した広葉樹林の写真

【森林境界の不明な森林等の増加】

○ 森林所有者の世代交代が進む中で、不在地主や相続等の権利継承に関する手続が円滑に 行われていないなどの理由により、整備のための施業地の境界確定や整備受委託契約の締 結が困難となり、間伐、枝打ちなど森林施業が実施されていない森林も多い。

【零細・分散的な山林所有者】

○ 2010年世界農林業センサスにおける本市の林業を行っている経営体の総数は、 540戸であり、所有形態からみると3ha未満の山林所有者が73%、3haから5ha未満 の山林所有者が15%であわせて全体の約88%を占める。零細・分散的であり、適正な 森林経営が困難な状況にあり、加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、 林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。

【路網の整備】

○ 森林内にある林道や作業道等の路網は、木材を安定的に供給し、森林施業を効率的に行 うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤である。今後、林内における林 道の新規開設はコスト的に困難であり、既存林道の改築や林況・地形等に応じた作業道の 開設により、路網密度を上げていくことが必要である。

【高性能林業機械の導入】

○ 平成23年度には秦野市森林組合が高性能林業機械を導入したが、林業先進地域と比較すると機械化は進んでいない。人件費の削減による素材生産の低コスト化並びに森林技術者の労働効率及び安全性を改善するためには、急峻な地形も多く存在する現状を鑑み、事業体の規模や路網等の作業条件に合った高性能林業機械の導入が必要である。

【林業従事者の人材確保】

○ 林業従事者の高齢化に伴い、新規の林業就労者の確保と育成が全国的な課題となっており、林業・木材産業の魅力の発信や熟練技術者から高度な技術を伝承する仕組みづくりが求められている。

≪対策≫

ア 森林施業の共同化の推進

○ 本市は、山林所有者が零細・分散的であり、森林施業については、ほとんどが森林組合へ委託している状況で、森林組合は、地域林業の担い手として、中核的な存在となっている。また、効率的な森林施業を実施するためには、施業地の集団化、団地化することによる共同施業化の推進が効果的で、喫緊の課題である。

そこで、集約化が可能な地域については、県・市・森林組合等が、小規模所有者の森林を一つにまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者に対する働きかけを積極的に行い、集約的な施業を推進していく。

山林所有者が特定できない等の理由で森林整備が行われていない森林については、集 約化が進められている森林に隣接している場合、要間伐森林に指定して一体的な森林整 備を実施し、事業の効率化を図る。

また、休眠状態となっている共有林組織の再活性化を図り、施業地の集約化を推進する。

イ 森林施業の受委託の推進

○ 意欲ある森林所有者、森林組合及び民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより、経営規模の拡大を図る。そのため、県が水源環境保全税により実施する長期施業受委託制度を活用した森林所有者等との長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけを行うとともに、受託等を担う林業事業体の育成を図り、行政からの働きかけによる小規模山林所有者の集約化を目的とした受託制度の活用、合意形成等を推進する。

また、県が管理する森林と連携して、森林所有者や林業事業体による森林経営計画の樹立を推進し、更なる集約化による森林整備の事業効率化に取り組む。

ウ 路網の整備と機械化の推進

○ 県の水源の森林づくり事業等の補助制度を活用した作業路の開設を積極的に推進して おり、今後も、林道と林道森林施業対象地を有機的に連結し、適正な森林施業の計画的 推進と林業生産性の向上を図り、地域の林業生産活動の活性化を推進するため、作業道 の整備を推進します。

また、生産性の向上と労働者の作業負担の軽減等を促進し、林業経営の合理化を進めるため林業機械化を積極的に推進し、作業システムの効率をあげるとともに、生産性の向上と生産コストの低減を図り、効率的な林業経営を推進する。

林道と作業道の写真

高性能林業機械の写真

エ 所有者負担の軽減

○ 森林の持つ公益的機能を高め、良質な木材を生産するためには、適正な森林施業を行 う必要があり、森林整備推進方策として、国、県の各種補助事業を積極的に導入すると ともに、市費の上乗せ助成を行ってきた。

また、国、県の補助事業である造林補助事業の対象とならない零細な森林を対象として、森林組合等が行う森林整備と人工林の広葉樹林への転換に対して助成を行うなど、森林整備の推進に努めている。今後も各種補助事業を積極的に導入し、森林の健全化を保持しながら、活力ある森林として育成するために保育を充実させ、森林所有者負担を軽減させるとともに、所有者の森林経営に対する意欲の喚起と自立的な森林経営の環境整備を推進する。

オ 森林整備に係る計画の管理

○ 現在の森林整備においては県(湘南地域県政総合センター、自然環境保全センター 等)、市及び林業事業体等の複数の実施主体がそれぞれの事業計画に基づいて森林整備 を実施しており、それらの情報と計画を管理する必要がある。

これらの問題を解決するために、地域の山林所有者、林業事業体、有識者及び関係機関で構成される協議会において、森林整備に関する各組織の計画の連携・調整を図り、 事業の効率化を図る。

カ 担い手の確保・育成

- 県の実施している森林塾を活用し、即戦力としての林業従事の確保に努めるとともに、 長期にわたり森林管理を担える技術者を養成する。
- 林業事業体は、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働力の軽減 を図るとともに、高性能林業機械の積極的な導入等により、作業の効率化や作業班の編 成を拡充することに努め、各種事業の受託の拡大及び雇用の通年化に努める。

山で働く人の写真

森林塾の写真

(2) 林産物の利用拡大

≪主な現状と課題≫

【市場価格の低迷と地場産材の利用促進】

○ 本市は森林資源に恵まれており、林業事業体による木材の搬出も積極的に行われている。 しかし、木材価格の低迷等により山林所有者への利益還元が少ないのが現状である。

市内の林業の振興や適正な森林整備を推進していくうえで、地場産材の使用を促進することは重要であり、水源としての機能や快適な生活環境の確保を図るなど、森林の有する公益的機能の発揮に配慮したうえで、再生可能な資源として木材の積極的な活用に取り組む必要がある。

【木造住宅の建築】

○ 日本の製材用材の利用の中心である住宅の建設戸数は、少子高齢化の影響などにより減少が懸念されており、平成26年の木造住宅の新設住宅着工戸数は、前年比11%減の49万戸となった。また、全体の新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合は、前年から1ポイント減の55%となった。木造住宅の木の良さや木材利用の大切さなどの普及を図ることが課題である。

【公共建築物等への木材利用】

○ 国では「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を平成22年に施行し、 それを受けて県は、平成17年に策定した「公共施設の木造・木質化等に関する指針」を 一部改正して、公共建築物等における木材の利用促進を図っており、木造・木質化を進め る機運が高まっている。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、CLTを活用した建築物への流れが加速することが見込まれている。

【木質バイオマスエネルギー】

○ 森林整備の実施によって発生する林地残材あるいは建築材として利用できない低質材の 利用拡大の一つとして、木質バイオマスとして様々な利用方法が全国的に検討され、需要 も高まっている。

木材加工の様子の写真	製材の写真

≪対策≫

ア 森林認証の取得

○ 平成32年に開催される東京オリンピック、パラリンピック競技大会では、利用される木材や木材由来の林産物に関し、「持続可能性に配慮した木材調達基準」に基づいた木材等の調達が行われる。この基準では、持続可能性を担保するための5つの項目が設定されており、FSC、SGEC、PEFCの森林認証材はその項目を満たしているとされた。

今後、あらゆる木材の利用について、その木材の由来する森林の持続可能性を担保する森林認証のような証明が求められていくことが、時代のすう勢となりつつある。そのような時代において、産地間競争に負けないためにも、早期に国際基準に適合した認証の取得に向け積極的に検討を進めていく。

FSC、SGEC、	PEFCの概要についての説明表

イ 地場産木材の利用と地域産業の活性化

○ 秦野産材産地認証制度の推進

秦野産材活用推進協議会による秦野産材産地認証制度の運用等により、需要拡大に取り組みながら、ブランド力の向上を図る。また、関係者が連携して地場産材の生産、流通の促進及び付加価値に関する仕組みについて検討を進め、地場産材の利点、入手可能場所等について普及を図り、ニーズが発生した際には円滑に木材が供給されるシステムの構築を検討する。

○ 木造住宅への地場産材の利用促進

秦野産材を使用した住宅の新築、購入及びリフォームに対して、快適な住まいづくり 補助制度を平成25年度から実施しており、今後も事業者と協力し、木の良さや地場産 の木材利用の大切さなどの普及・啓発を図るとともに、秦野産材の利用促進と地域産業 の活性化を推進する。

秦野産材認証ロゴの写真	秦野産材を使用した家の写真

○ 公共施設等への地場産材の利用と需要喚起

本市では、平成25年度に「秦野市公共施設における秦野産材の利用の促進に関する 基本方針」を定め、秦野産材の公共施設への利用を積極的に推進している。これまで、 木造建築物として表丹沢野外活動センターを始めとし、カルチャーパークや駅前広場内 のトイレなどの建築を木造建築物にするなど、積極的に秦野産材を使用してきた。今後 も、公共施設等の建築、改修等又は各種備品等を整備する際には、秦野産材の使用を検 討したうえで、可能な場合は秦野産材による木質化の推進を関係部署に働きかけを行う。

また、市内の公共施設だけでなく、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の 建築物や新東名高速道路秦野サービスエリア(仮称)の建築物においても、秦野産材の活 用を目指し、官民挙げて需要拡大に努める。さらに、公共工事等で法面保護、ガードレ ール等木材を活用できるものに関しては、秦野産材の利用に取り組むなど、需要の喚起 に努める。

本市のような小規模な素材の流通・加工においては、コスト低減と需要の拡大が重要な 課題であるため、間伐を中心に、伐採の計画的な実施により、需要に見合った数量と品質 の確保に努める。

秦野産材使用の公共施設の写真①	秦野産材使用の公共施設の写真②

ウ 木質バイオマスエネルギー利用

○ 市内にある再生可能資源の有効活用という点から、木材の搬出拡大に伴い増大する林 地残材あるいは建築材として利用できない低質材の利用拡大の一つとして、今後、利用拡 大が見込まれる木質バイオマスエネルギーの活用について、調査・研究に努める。

また、エネルギー革命により、燃料としての利用がなくなり、放置されてしまった里山の広葉樹については、薪ストーブ、ペレットストーブ等の導入による木質バイオマスの熱源など、利用拡大を積極的に検討していく。

ペレットの写真

3 森林とのふれあいと市民参加の森林づくり

(1) 里山林の整備と森林とのふれあい

≪主な現状と課題≫

【里山林の荒廃と保全再生活動】

○ 里山とその周辺の農村は、本市の歴史的な景観を形成し、遠い昔から最も身近な自然として、生活の中心であるとともに、こころのよりどころになってきた。里山の森林は、たばこ耕作の発展とともに苗床の肥料や薪炭資源としての需要が高まり、シイ、カシなどの常緑広葉樹から、クヌギ、コナラなど落葉広葉樹に改植され、雑木林に変化した。

たばこ栽培の終了、産業構造の変化や燃料革命によって、里山の手入れが遠ざかり、荒廃化が進んだ。しかし、現在、かつての美しい里山を再生させようと地域住民、ボランティア、首都圏住民、企業等が参加して里地里山保全再生活動が行われており、参加者は年々増加している。

また、平成27年には、本市の市域内の里山が、環境省が選定する生物多様性保全上重要な里地里山に選定され、多様な主体による保全活動の実効性を高める取組の促進・拡大がますます期待されている。

ふるさと「はだの」の原風景である里山の全景写真

【森林利用の拡大】、

○ 人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている一方、森林内におけるレクリエーション活動や森林散策を通じた癒しや健康づくりなどの保健休養の場及び文化、芸術活動の場として利用することが多くなっている。

また、小学校などでは、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係について、理解と関心を深める環境教育の取組が進められている。

弘法山のハイキングの写真 森林体験学習の写真

≪対策≫

ア 里地里山保全再生事業の推進

○ 平成16年度から環境省やNPO、市民、専門家等を交え、地域特性に応じた里地里 山保全再生のための地域戦略を作成し、それぞれの役割分担に基づき、実践的手法や体 制、里地里山の普及啓発・環境学習活動等の取組を進めてきた。

また、ボランティア活動等において生じてきた課題を克服するため、平成26年には「秦野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、里地里山を取り入れたライフスタイルの確立を目指し、活動を展開している。

これまでの取組で、保全活動団体をはじめ関係する団体との連携、保全活動のノウハウの蓄積、ボランティアの養成及び活動地の提供システム、県の水源環境保全税の活用など、里地里山保全再生に関して一定の成果をあげている。

残された課題とされているボランティア活動を持続可能とするための経済基盤の構築、保全活動を担う後継者の育成、都市住民(地域外住民)との交流等の実現に向け、活動団体や関係行政機関等からなる「里地里山保全再生事業推進会議」を中心に検討と改善を進めていく。

里地里山保全再	生地域戦略全体図
谷戸田の写真	広葉樹の間伐の写真

イ ふるさと里山整備事業の推進

○ 荒廃化している私有林について、県の水源環境保全税を財源とした「ふるさと里山整備事業」(所有者に代わり市が間伐・枝打ちなどの森林整備を事業者に委託して実施する事業)を積極的に推進し、たばこ栽培が盛んであった頃のかつての秦野の里山の環境を取り戻すとともに、快適環境形成、水源かん養、生物多様性の保全等の森林としての公益的機能の維持増進を図るため、里山林の整備に引き続き取り組む。

ウ 特用林産物の活用

○ 本来、里山は人工的に利用、管理されている山林であるため、生産物を生み出し、その恵みを活用する場であり、その仕組みの復活に向けた取組を推進する。里山の広葉樹のキノコの榾木や薪・木炭としての利用、竹の活用などを図る。

また、クロモジやヒノキのアロマオイルの活用等、木材抽出液の新たな活用も検討し、 里山整備活動による副産物の販売を通して、ボランティア団体等の安定した自力運営を 目指す活動を支援する。

エ 森林の総合利用

○ 森林ふれあい事業の推進

地域住民や学校、市、県、林業関係機関等が連携して、放置された広葉樹を主体とした森林を、自然とのふれあいや生きがいの場として有効に活用し、森林の活性化と森林や林業に対する意識の高揚、環境教育を進める。

- ボランティア団体等が活動している里山を活かした体験型事業の里山めぐりの推進や、 市民や都市住民を対象にしたエコツアーや体験教室等の実施、森林内におけるレクリエ ーション活動や森林セラピー等、森林に触れる機会の創出を図り、秦野の森林の魅力を 市内外にPRし、森林づくりへの理解を深める。
- 県立秦野戸川公園、表丹沢野外活動センター、里山ふれあいセンター、くずはの家、 弘法山公園の各施設の周辺の森林については、森林とのふれあいの場として広く利用さ れていることから、管理施設、遊歩道、キャンプ場等の適正な施設の維持管理に努める。 また、市民が快適な環境で森林を利用できるようにするため、森林を適正に管理する ことにより、ヤマビルの生息しにくい環境の維持に努め、ハイカーや農業者等市民によ る利用が多く見込まれる箇所については、薬剤の散布等による駆除を実施する地域活動 を積極的に支援する。
- 国が制定した「山の日」(8月11日)や本市の「里山の日」(3月第4日曜日)を中心として、森林づくりへの理解と森林からの恩恵に対する価値観の醸成につなげる普及・啓発活動を行う。

森林セラピーの写真	シイタケの榾木 植菌の写真	県立戸川公園の写真
-----------	------------------	-----------

オ 丹沢の美しい自然と調和したまちづくり

○ 本市を取り巻く自然環境は、市民の誇りとするところであり、今後も市民と行政が一体となって守り育てていくことが重要である。

特に、丹沢、弘法山、頭高山及び震生湖は、市民の憩いの場であるとともに、レクリエーションの場としても利用されているため、森林資源の保全に努める。

また、市街地に残された貴重な樹林や樹木を保全し、丹沢の美しい自然と調和したま ちづくりを進め、快適で潤いのある環境の保全に努める。

(2) 市民参加の森林づくり

≪主な現状と課題≫

【森林づくりに対する市民意識の高まり】

○ 平成22年に第61回全国植樹祭の記念式典が本市で開催され、市民の森林や緑に対する意識や理解が高まっており、市民・事業者参加の協働による森林づくりを推進し、市民がいつまでも自然を身近に感じることができるような豊かな森林を、次世代に健全な状態で引き継ぐことが求められている。

第61回全国植樹祭の写真

【ボランティアに対する課題】

○ 市民との協働による森林づくり活動には、ボランティアなどの人的協力や活動のためのフィールド、経済的基盤の確保が必要であり、課題となっている。

【地球規模の環境問題への取組】

○ 二酸化炭素排出量の増加に伴う地球温暖化の問題や酸性雨による森林の被害など、地球 規模の環境問題に対し、森林づくりを通して理解を深め、市民一人ひとりや企業等の多様 な主体が地域レベルで取り組む必要がある。

≪鉗策≫

ア 市民による森林づくり

○ 第61回全国植樹祭による、市民の森林、里山保全に対する意識の高まりを受けて、「市民による森林づくり実行委員会」を設立し、「植樹・育樹・活樹」をスローガンに各種の森林里山保全活動や間伐材の利活用を展開している。今までの活動で培われたボランティアの市民力を活かしながら、引き続き、森林の恩恵を受けることができるよう、持続性のある森林づくりに取り組む。また、短期的には新東名高速道路等の完成に合わせ、高速道路周辺の森林づくりを検討していく。

さらに、これまで市民参加による市内各所での植樹活動を主に実施してきたが、今後 は植樹地の管理や搬出した木材の活用の検討等の育樹及び活樹事業を積極的に推進して いく。 植樹祭の様子(全景) の写真 植樹祭の様子(近景) の写真 里山まつりの活樹事業 の写真

イ ボランティアによる保全再生活動への支援

○ 保全活動団体やボランティアとの協働・支援制度の充実を図るため、県の水源環境保 全税を財源とした、各里山保全団体に活動助成をする「里山ふれあいの森づくり事業」 を推進する。この事業は、市民による保全活動の促進に大きく寄与するとともに保全団 体やボランティア育成の一翼を担っており、今後も事業の適切な運用を図りながら、必 要な支援を行う。

また、現在実施している「里山ボランティア養成研修」など、市民が里地里山の保全整備に必要な基本的な知識や考え方、具体的な作業方法等を学ぶ場を設け、基本的な知識と技術を有するボランティア人口の増加を図るとともに、地権者等が積極的に市民ボランティアを受け入れられるような地盤づくりを推進する。さらに、里山ボランティア活動団体などが相互に交流を重ね、活動団体の広がりや活性化を促進するため、「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」と協力・連携を図り、ボランティアによる保全再生活動の更なる推進を図る。

里山ボランティア活動の写真

里山ボランティア養成研修の写真

ウ 企業等と連携した森林づくり

○ 現在、CSR活動の一つとして、企業団体等の森林保全ボランティア活動や森林整備 の負担を企業が担ったり、企業が市民の森林保全ボランティア活動を支援するなど、 様々な試みが全国的になされている。

本市においても企業が様々な形で森林保全活動を実施しており、今後も企業と連携した森林づくり事業の可能性を検討し、積極的に推進を図っていく。

Ⅲ 森林整備の方法

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- 第2 造林に関する事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育 の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関 する事項
- 第4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項
- 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設 の整備に関する事項
- 第6 森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで 留意すべき事項
- 第7 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき 事項
- 第8 森林の保健機能の増進に関する事項
- 第9 その他森林の整備のために必要な事項

Ⅲ 森林整備の方法

第1 森林の立木竹の伐採方法について (間伐に関する事項を除く)

1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

森林の立木竹の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ha以下を標準とし、やむをえない場合にあっても20haを限度とする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、その法令等の定めを遵守して適切な伐採を行う。なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、次のア~オに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木等について、保残等 に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺 森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案 して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育 状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、渓流周辺 や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

(1) 単層林施業

単層林施業については、①標高が概ね800m以下の人工林、②林道からの距離が概ね200m以内で林産物の搬出に適した人工林、③概ね10年以上のクヌギ、コナラからなる単層林及び④人工造林によって高い林地生産力が期待され、かつ、森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として、次に示す単層林施業の標準的な方法に従って実施する。

- ア 主伐に当たっては、自然的条件及び多面的機能の確保を考慮し、択伐又は小面積かつ分散 的な皆伐によることとし、林地の保全、風致の維持等の観点から、尾根筋、河川沿い、公道 及び林道周辺では片側20m程度を保存するよう努めること。
- イ 主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、長 伐期単層林については、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以降に行うこととし、多様な木 材需要への対応、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化や長期化を図りつつ、木材の市 場価格を勘案し、生産目標に応じた林齢で伐採すること。
- ウ 皆伐後に天然更新を行う場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を 行うこと。

(2) 巨木林施業

主伐に当たっては、下層植生の豊富な林齢100年生以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、自然的条件及び多面的機能の確保を考慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこと。

(3) 複層林施業

複層林施業については、ブナ等の天然林、広葉樹が混交している人工林等であって、人為と 天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する 諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、次に示す複層林施業の標準的な方法に従って 実施する。

- ア 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえて、 森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して選木を行うこと。
- イ 上層木の主伐は、下層木の保護並びに更新の時期及び方法に留意して慎重に行うこと。
- ウ 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては、適正な蓄積が維持されるよう繰り返し期間及び択伐率(支障木を含め)概ね30%以内とすること。
- エ 漸伐又は皆伐による場合には、母樹の配置、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐 採箇所の分散等に配慮すること。

(4) 混交林施業

混交林施業における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の育成のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること。

単層林旗	西業、巨木林施業、	複層林施業、	混交林施業のイラスト	

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次の表のとおりである。

			樹	種		
地域	スギ	ヒノキ	マッ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広 葉 樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

長伐期施業を行う場合の伐期は次のとおりとする。

樹種	伐期
スギ	80年
ヒノキ	90年

伐期の延長をすべき森林の場合は伐期を次のとおりとする。

樹種	伐期
スギ	50年
ヒノキ	55年

(注) 標準伐期齢は、立木の伐採(主伐)の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種 スギ、ヒノキ、クヌギ、カヤ、ケヤキ等

(注)上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の林務担当部 局とも相談のうえ、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数

植栽本数は、次に示す本数を標準として、決定する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	中仕立て	3, 500
ヒノキ	中仕立て	3, 500
	密仕立て	4, 500

- (注1) 広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。
- (注2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から樹冠占 有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。
- (注3) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市 の林務担当部局とも相談のうえ、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次に示す方法を標準として行う。

区分	標準的な方法	
	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。	
地拵えの方法	なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地にお	
	いては、等高線沿いの筋状地拵を行い林地の保全に努める。	
+ 11 11 0 + 14 ·	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は	
植付けの方法	等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付ける。	
植栽の時期	4月~6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、	
	苗木の根の成長が鈍化した時期(10月~11月)に行う。	

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として 天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の適切な更新を図る こととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

天然更新の対象樹種	カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジ
	ロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、ハク
	ウンボク、カエデ類、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、ク
	マシデ属、ケヤマハンノキ、ミズメ、ミヤマヤシャブシ、カゴ
	ノキ、サワグルミ、ケンポナシ、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシ
	ャラ、アカメガシワ、トチノキ、ケヤキ、ウラジロノキ、アズ
	キナシ、オオウラジロノキ、ブナ、イヌエンジュ、フジキ、オ
	オバキハダ、カラスザンショウ、ミズキ、ヤマボウシ、アラゲ
	アオダモ、ヤマトアオダモ、シオジ、マルバアオダモ、コブ
	シ、アオハダ、モチノキ、ヤマグルマ
萌芽による更新	エゴノキ、オオバアサガラ、イトマキイタヤ、イロハモミジ、
が可能な樹種	エンコウカエデ、オニイタヤ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブ
	ノキ、オニグルミ、ヤマグワ、シナノキ、ニシキウツギ、マユ
	ミ、ユモトマユミ、エノキ、オヒョウ、ハルニレ、ムクノキ、
	イヌザクラ、ウワミズザクラ、オオシマザクラ、オオヤマザク
	ラ、ミヤマザクラ、ヤマザクラ、フサザクラ、アカガシ、アラ
	カシ、ウラジロガシ、カシワ、クリ、クヌギ、コナラ、シラカ
	シ、スダジイ、ミズナラ、ホオノキ、リョウブ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
- ④ 萌芽更新による場合には、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。
- ⑤ シカの食害による天然林の生育阻害が顕著な箇所については、シカ柵を設置するなどにより天然林の回復を図るほか、ササ枯れ等による表土流失箇所においても、必要な対応を取り天然林の健全な育成に努める。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数(本/ha)
天然更新実施樹種	10,000

天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新は、次に示す方法を標準として行う。

区分	標準的な方法
	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害
地 表 処 理	されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行
	い、種子の定着及び発育の促進を図る。
	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害され
刈り出し	ている箇所については、稚幼樹の周囲を刈払い稚幼樹の生
	長の促進を図る。
おさいない	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、
植え込み	経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行う。
	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況に
芽かき	より必要に応じて優良芽を1株当たり2~3本残すものと
	し、それ以外の芽をかきとる。

イ その他天然更新の方法

以下の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される 場合には、植栽等により確実に更新を図る。

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、 次の①及び②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ)以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な育成が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、その伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)人工造林の対象樹種による。

イ 天然更新の場合

2の(1)天然更新の対象樹種による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアに定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高0.3m以上のものに限る。)を更新することとする。

5 天然林と人工林の棲み分け

現在標高が高く、落葉広葉樹林帯となっているエリアに関しては、自然環境も原生植生を残していることから、新たな伐採は行わない。

また、現在裸地となっているが、かつてはブナを中心とした植生であった塔ノ岳等の尾根筋に おいては、できる限り人工的にかつての植生の復活を目指した取組を行う。

現在人工林であるエリアにおいては、林道から200mの範囲においては積極的な森林経営に 取り組み、伐採を行うに当たり不適地においては、時間をかけ自然植生林に移行する。

6 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施する。

快徒	施業	植栽本数	間伐を実施す	ナベき標準的:	な林齢(年)	無 維 始 <i>t</i> 、 士
樹種	体系	(本/ha)	初回	2回目	3回目	標準的な方法
						開始時期は、樹冠がうっ閉し主林
						木相互間に競争が生じ始めた時期と
7	石					する。
スギ	短伐期	3, 500	1 5	2 2	3 0	間伐率は、各回とも20~30%
+	期					の率で林分により調整し実施する。
						間伐木の選定は、林分構成の適正
						化を図るよう形質不良木等に偏るこ
						となく、均一な林分が構成されるよ
						う配慮する。
						優良材生産を目的とし、地位の良
Ŀ	石					否・植栽本数・生産目標等により、
1	短伐	3, 500	1 8	2 5	3 5	時期・回数・間伐率を調整する。
キ	期					立地条件の劣る森林における初回
						間伐等であって、効率的な作業実施
						の上から必要がある場合について
						は、列状間伐の実施も考慮する。

標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	10年	15年
ヒノキ	10年	15年

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、その森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施する。

保育の	111.00	実施すべ	き標準的	な林齢及	び回数	LITTE VIHO ALLA LA MA
種 類	樹種	初回	2回	3回	4回	標準的な方法
		7年生	まで年	1 回(雑	草木の	下刈は、造林木が雑草木より1m程度
	スギ	状態によ	っては	2年目、	3年目	抜き出るまで行い、その回数は、植栽し
	7 4	には2回	刈りを行	- う)		た年から7年間に7~9回とする。
下刈						下刈の時期は、造林木が雑草木により
						被圧される前で年1回の場合は7月、年
	ヒノキ					2回の場合は6月と8月に行う。
						必要に応じて、つる切を併せて行う。
						除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態
	スギ	10年				になったときに、造林木の成育に支障と
除伐						なるかん木類やつるを除去する。
	ヒノキ	10 年				また、あわせて造林木で成木の見込み
	レノヤ	10年				のない不良木を除去する。
						枝打は、概ね8~10年生になったら
	スギ	1.5m	3.0m	4.5m	6.0m	1回目を実施し、以降3~4回を標準に
枝打		9年	13年	17年	21年	最下枝の直径が7~8㎝になった時実施
仅打						する。
	ヒノキ	1.5m	3.0m	4.5m	6.0m	枝打は丁寧に幹を傷つけないよう、ま
		11年	15 年	19 年	23 年	た、枯枝を残さないように仕上げる。

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし。

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって これらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)について、要間伐森林 である旨並びにその要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に 対して通知を行う。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要がある と認められる森林の所在は別途定める。

森林経営計画の認定要件である森林施業の合理化に関する基準に用いる間伐を実施すべき森林の立木の収量比数は、次の表のとおりである。

樹種	仕立ての方法	収量比数(Ry)
スギ	中仕立て	0.80
ヒノキ	中仕立て	0.80
	密仕立て	0.90

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及びその区域における森林施業の方法

森林の多面的な公益的機能を発揮させる観点から、公益的機能別に対象森林を次のとおり分類 し、その区域を別表1のとおり定める。また、その施業の方法を別表2及び次のとおり定める。

(1) 水源かん養機能維持増進森林

水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、自然環境の保全、再生を基本として、県による「水源の森林づくり」事業と連携を図り、林床には落葉層、低木及び下草が豊かで安定し、保水調節能力が高く、かつ、地表浸食防止に効果が高い森林づくりを推進する。

- 水源かん養機能維持増進森林の区域における施業の標準的な方法
 - i 水源のかん養機能又は土地に関する災害の防止機能の維持増進を特に図るため、1箇所 当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐期の延長を図ること。
 - ii 針葉樹単層林において育成単層林施業を行う場合は、適切な保育・間伐により、下層植生が豊かな状態を維持するよう育成・管理を行うこと。
 - iii 立地条件等により、間伐を繰り返しながら天然下種更新や植栽を行うことによって、常に一定以上の蓄積を維持し、階層構造が発達した複層林施業への積極的な誘導を行うこと。
 - iv 広葉樹林等の天然生林は、天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい 森林では、必要に応じて下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等の育成複層林 施業を行うこと。
 - v 主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うもの とし、伐採年齢を標準伐期齢に10を加えた林齢以上とする伐期の延長に努めること。
 - vi 植栽を行う場合は、状況に応じて、地域の自然条件に適した郷土樹種の積極的な導入を 図るほか、針葉樹の植栽を行う場合は、花粉量の少ない品種を選択すること。

水源かん養機能が高い森林の写真

(2) 快適環境形成機能維持増進森林

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、生活環境保全機能の高度発揮を重視した森林整備を推進することとし、里山ふれあいセンター、表丹沢野外活動センターといった森林の自然環境に親しむ施設周辺の森林や弘法山、震生湖、頭高山など散策路として親しまれている森林では、樹種構成の多様化を目指した景観の維持向上を図るため、広葉樹林や混交林整備を行う。

本市では県の水源環境保全税を財源とした「ふるさと里山整備事業」(所有者に代わり市が 公益的機能の維持増進を図るため整備を実施する事業)を積極的に推進し、たばこ栽培が盛ん であった頃のかつての秦野の里山の環境を取り戻すための里山林整備に引き続き取り組む。

また、森林とのふれあいの場を提供するため、散策路等の整備を促進することとし、住居地 周辺に残された里山林等においては、ボランティア団体や住民参加による森林整備活動に対す る支援を推進する。

- 快適環境形成機能維持増進森林の区域における施業の標準的な方法
 - i 環境の保全機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進 することを図ること。
 - ii 快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うこと。
 - iii 常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存又は保全を基本とすること。
 - iv 地域の景観を特徴づける森林は、必要に応じて樹種構成の多様化を目指した育成複層林 施業や特徴的な景観の維持を目指した育成単層林施業など、景観の保全又は向上を目指し た施業を基本とすること。
 - v 市街地周辺の里山林や都市近郊など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林 は、地域住民等の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とす ること。
 - vi 公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、原則としては、複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的な機能の増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別の標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

常緑広葉樹の写真 市街地の森林の写真

2 木材生産機能維持増進森林の区域及びその区域における森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり 定める。また、その施業の方法を別表2及び次のとおり定める。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、持続的な木材資源の利用を通じた育成単層林施業や育成複層林施業を推進する。特に成熟しつつある人工林資源を活用するため、作業路網を整備し間伐を中心とした計画的かつ効率的な伐採を推進する。

なお、森林の状況は同じ樹種、林齢でも標高、斜面方位、風当たり、今までの施業履歴などによって成長に違いが見られる。森林整備においてはそれらを考慮した方法を選択していく必要がある。更新時期を迎えたエリアや雪害等により皆伐を余儀なくされたエリアに関しては、従前の樹種にとらわれず、そのエリアにおいて最適と思われる樹種を選択し、新たに植栽を行う。

また、市内で産出される全国でも特に優れたヒノキにおいては、優良品種としてその子孫を 育苗、植栽し、付加価値の高い森林づくりを進める。

一方、現在、スギやヒノキの人工林があるエリアにおいても林道からの距離が離れている急傾斜地で搬出コストがかかるなど、生産効率の点から市場での競争力が見込まれない森林については、市場での評価が高いカヤやケヤキなどを植樹し、経済的価値を有した自然林に近い植生への移行を促す。

- 木材生産機能維持増進森林の区域における施業の標準的な方法
 - i 効率的な木材の生産機能維持増進を図るため、森林施業の集約化や高性能林業機械の導 入を通じた効率的な森林整備を推進する。
 - ii 区域が水源のかん養機能の維持増進を図る区域と重複しているため、1箇所当たりの伐 採面積の縮小及び分散並びに伐採林齢の長期化を図り、水源のかん養機能に留意した施業 を実施すること。
 - iii 木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、 生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。
 - iv 適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備 や高性能林業機械の導入等を通じた効率的な森林整備を推進する。

カヤやケヤキの写真

【別表1】

区 分	森林の区域	面積
水源のかん養の機能の維持増進を図	11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林	
るための森林施業を推進すべき森林	班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班、22	
	林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班、	
	28林班、29林班、30林班、32林班、33林班、34林	
	班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40	3, 990ha
	林班、41林班、42林班、43林班44林班、45林班、	
	47林班、57林班、58林班、59林班、60林班、61林	
	班、62林班、63林班、64林班、65林班、66林班、67	
	林班、68林班、69林班、700林班	
快適な環境の形成の機能の維持増進	1林班、10林班、11林班、16林班、17林班、18林	
を図るための森林施業を推進すべき	班、19林班、31林班、32林班、36林班、37林班、46	
森林	林班、47林班、54林班、55林班、56林班、62林班、	
	63林班、64林班、65林班、66林班	1, 596ha
	2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、8林	
	班、9林班、48林班、49林班、50林班、51林班、52	
	林班、53林班	
木材の生産機能の維持増進を図るた	11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林	
めの森林施業を推進すべき森林	班、20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25	
	林班、26林班、28林班、29林班、30林班、32林班、	
	33林班、34林班、36林班、37林班、38林班、39林	9 4751
	班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45	2, 475ha
	林班、57林班、60林班、61林班、66林班、67林班、	
	68林班、69林班、700林班のうち概要図で示す	
	区域	

[※]秦野市森林整備計画概要図参照

【別表2】

区分	施	業の方法	森林の区域	面積
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推 進すべき森林		11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林 班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班、22 林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班、 28林班、29林班、30林班、32林班、33林班、34林 班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40 林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班、 47林班、57林班、58林班、59林班、60林班、61林 班、62林班、63林班、64林班、65林班、66林班、67 林班、68林班、69林班、700林班	3, 990ha
快適な環境の形成 の機能の維持増進 を図るための森林	長伐期施業を推 進すべき森林		1 林班、10林班、31林班、46林班、54林班、55林 班、56林班	133ha
施業を推進すべき森林	復層林施業を推進すべき森林	複業す林にのく	2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、8林 班、9林班、48林班、49林班、50林班、51林班、52林 班、53林班	596ha
	林	択伐には林を推進する。本林		_

[※]秦野市森林整備計画概要図参照

2 その他必要な事項

既存の分収林契約地については、施業(伐採)に伴う土壌流出の防止等により各区分で重視する公益的機能の低下への配慮を行ったうえで、当該分収契約に定める施業を行うことができるものとする。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備 とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、地形傾斜 や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、神奈川県地域森林計画が示す基準に準じて次 表を目安として選択する。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)			
	11・未シハノム	基幹路網	細部路網	合計	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上	
中傾斜地	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上	
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	架線系作業システム	0以上	25以上	50以上	
急傾斜地	車両作業システム	50以上	15以上	60以上	
$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	架線系作業システム	0以上	15以上	15以上	
急峻地 (35°~)	架線系作業システム	0以上	5以上	5以上	

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)

路網整備等推進区域	林班	面積
東地区	12林班、13林班、14林班、16林班	453ha
北地区	28 林班、29 林班、33 林班、34 林 班、38 林班、39 林班、41 林班、43 林班	569ha
上地区	66林班、67林班、68林班	192ha

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針 (平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)に従い開設する。

② 基幹路網の整備計画

開設/改築	種類	(区分)	位置 (字、林 班等)	路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図 番号
改築	自動車道	林道	字堀山下 字堀西	西山線	3,500m	399ha	改良 20箇所	1)
改築計					3,500m	399ha		

上記路線以外の既存路線については、森林整備の進捗に合わせて木材の搬出経路確保の 必要性を林業事業体と調整のうえ、改築等の事業の実施について検討する。

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、主として林業機械の走行を想定するもので間伐をはじめとする森林整備、 木材の集材・搬出のため、林業者等の特定の者が継続的に利用するものとする。その開設 に当たっては、県が定める「神奈川県森林作業道作設指針」に従い開設するものとする。

② その他必要な事項

該当なし。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施に当たっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護や水源のかん養等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結することとする。

第7 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、 次の事項に留意する。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)については、 一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業路、土場等の施設の設置及び維持管理は、 共同施業実施者が協力して実施する。
- (2) 共同施業実施者は、間伐を中心とした施業を可能な限り連携して実施するほか、意欲ある林業事業体等への共同委託により実施する。
- (3) 共同施業実施者の一部の者が施業等の共同化について遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにする。

第8 森林の保健機能の増進について

1 保健機能森林の区域

該当なし。

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 該当なし。
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 該当なし。
- (1) 森林保健施設の整備 該当なし。
- (2) 立木の期待平均樹高 該当なし。

4 その他必要な事項

本市では保健機能森林を指定しないが、森林の環境特性や利用形態を考慮し、森林内における レクリエーション活動、森林浴等森林のもつ良さを活かした保健休養の場としての森林利活用が 期待できる森林については、関係者と森林施業の方法を調整のうえ、保健機能森林としての公益 的機能に配慮した森林整備を実施する。

第9 その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- (1) 路網の整備状況その他の地域の実情から見て造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積
東部区域	11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、47林班	751ha
北部区域	28林班、29林班、30林班、32林班、33林班、34林班、35林班、 36林班、37林班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、 43林班、44林班、45林班	1, 181ha
西部区域	57林班、58林班、59林班、60林班、61林班、62林班、63林班、 64林班、65林班、66林班、67林班、68林班、69林班	962ha
奥丹沢区域	20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、 27林班	928ha

[※]森林経営計画一体整備相当区域図参照

- (2) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。
 - ア Ⅱの第3の1の森林被害対策に関する事項
 - イ Ⅲの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - ウ Ⅲの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
 - エ Ⅲの第6の森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項及びⅢの第7の 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

2 その他必要な事項

該当なし。

付属資料

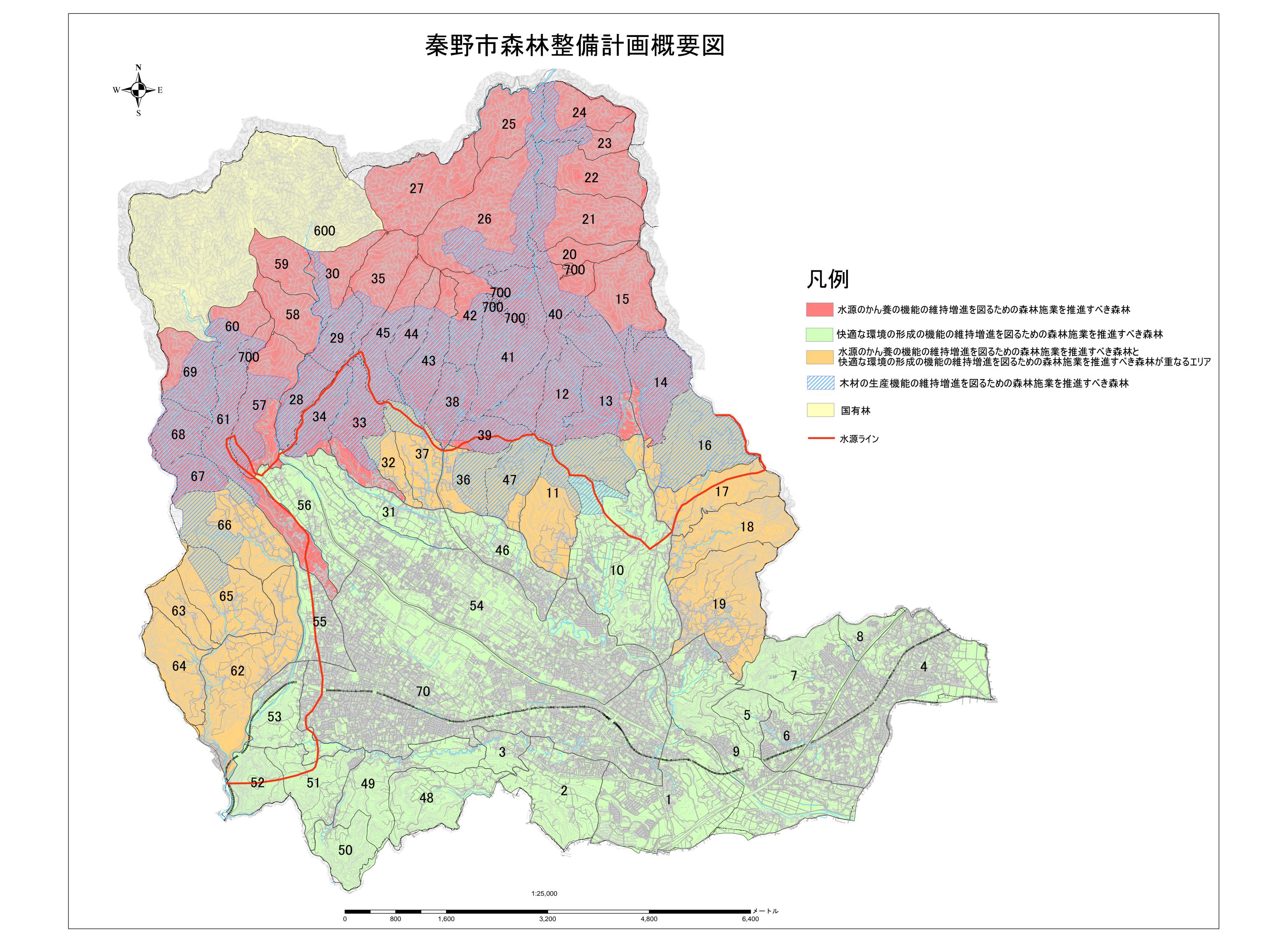
- 〇 秦野市森林整備計画概要図
- 〇 森林経営計画一体整備相当区域図

秦野市森林整備計画書

計画期間 自 平成25年4月1日 至 平成35年3月31日

> 平成25年4月1日樹立 平成27年2月変更 平成29年〇月変更

秦野市環境産業部森林づくり課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話 0463-82-9631 sinrin@city. hadano. kanagawa. jp



森林経営計画一体整備相当区域図

